

一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク設立総会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月28日 15時から17時まで
- 2 場 所 鹿児島市下荒田 特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島
- 3 正会員総数 3人
- 4 出席正会員数 3人

5 審議事項

- 第1号議案 一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク設立に関する件
- 第2号議案 一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク定款案承認の件
- 第3号議案 設立当初の入会金及び会費の件
- 第4号議案 一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク入会承認の件
- 第5号議案 年会費の免除の件

6 議事の経過の概要及び議決の結果

議長として吉留康洋が、議事録署名人として芝田淳、大嵩瑞恵が選出された。

第1号議案 一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク設立に関する件

議長より、設立趣旨書を配布し、この趣旨をもとに一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワークを設立したい旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第2号議案 一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク定款案承認の件

議長より、定款案を配布し、逐条審議したところ、主たる事務所を鹿児島市下荒田四丁目30番5号プレジデント下荒田403号に置くこととした。

全員異議なくこれを承認した。

第3号議案 設立当初の入会金及び会費の件

本法人の入会金・会費は定款6条により総会において決定されることとされているところ、代表理事から、以下のとおりとしてはどうかと提案があり、慎重に審議したところ、満場一致にて提案どおりとすることとされた。

正会員 入会金 20,000 円, 年会費 20,000 円

賛助会員 入会金なし, 年会費 10,000 円

第4号議案 一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク入会承認の件

一般社団法人サツマスタ（主たる事務所：霧島市国分府中町17番8号、代表者：黒岩尚文）から入会の申し出があったので、その可否について審議したところ、満場一致にて入会を認めることとされた。

第5号議案 年会費の免除の件

代表理事から、今年度はたった4日間と非常に短期間であるから会員の年会費を免除してはどうかと提案があり、慎重に審議したところ、満場一致にて提案どおりとすることとされた。

以上，この議事録が正確であることを証します。

令和3年12月28日

議 長 吉留 康洋 印

議事録署名人 芝田 淳 印

議事録署名人 大嵩 瑞恵 印

一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク
設立趣意書

居住支援の需要が高まっている。

高齢者世帯数は、2035年には全国で1400万世帯になるといわれている。鹿児島県における高齢単身世帯の割合は、2010年の国勢調査では全国第一位(14.1%)、2015年でも全国第二位(15.3%)と全国平均を4~5ポイント上回っている。地域移行支援事業等障害者の地域移行のための事業が進められているが、鹿児島県における精神病床の平均在院日数は360日(2017年)と全国平均の268日を大きく上回っている。さらに、居住支援を必要としているのは高齢者・障害者だけでなく、身寄りのない方、ひとり親世帯、低所得者、刑余者など多岐にわたるうえ、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、今後、住居に困難を抱える方が増加することが予想される。

居住支援の需要の増大に対して、国は2017年「新たな住宅セーフティネット制度」を創設した。同制度に基づき、全国に469の居住支援法人が生まれているが、鹿児島県内の居住支援法人はまだ3法人のみであり、居住支援協議会も県居住支援協議会ととくのしま居住支援協議会の2つしかない(2021年10月31日時点)。

われわれ鹿児島県内で居住支援に取り組む団体は、こうした状況を踏まえ、今後、鹿児島県における居住支援を充実させ、「県民のだれひとり住居に困ることがない鹿児島」を創造するために、協議を重ねてきた。その結果、われわれ居住支援に取り組む団体が協働することが重要であり、その協働を核に、さらに居住支援に参画する人・団体を増やし、行政とも連携し、福祉分野と住宅分野の連携を深め、鹿児島県における居住支援を普及及び発展させていく必要があるとの結論に達した。

そこで、われわれは、鹿児島県において、適切な住居を確保することやそこでの生活を継続していくことに困難を抱えている方々に対して、住居を確保するための入居支援と、そこでの生活を継続するための居住生活支援をあわせて提供し、利用者が社会的に孤立することなく豊かな人間関係とつながりを保ちながら、地域で安心して暮らしていけるよう、鹿児島県における居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行い、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的として、ここに「一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク」を設立する。

2021年(令和3年)12月28日

一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク定款

令和3年12月24日作成



一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、鹿児島県において、適切な住居を確保することやそこでの生活を継続していくことに困難を抱えている方々に対して、住居を確保するための入居支援と、そこでの生活を継続するための居住生活支援をあわせて提供し、利用者が社会的に孤立することなく豊かな人間関係とつながりを保ちながら、地域で安心して暮らしていけるよう、鹿児島県における居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行い、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 入居支援、居住生活支援、シェルターの運営等居住支援に関する活動
- (2) 居住支援の普及、発展及び充実を目的とする活動
- (3) 居住支援団体間の情報交換、交流及び相互啓発等の促進
- (4) 居住支援に関する調査及び研究
- (5) 居住支援に関する啓発
- (6) 「身寄り」問題の解決に向けた取組み
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。



第2章 社員

(社員)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 居住支援法人及び居住支援法人と同程度に具体的な居住支援に関する行動を行っている団体
- (2) 賛助会員 正会員以外であつて当法人の趣旨に賛同する団体または個人

(入社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 社員からの求めがあつた場合、その財政状況を勘案し、理事会の決議により入会金及び会費を減免することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があつたとき。
- (6) 反社会勢力との関連が判明したとき。

(退社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。

ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会の権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 社員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

ただし、理事会の決定により他の地で開催することができる。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。



- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した者がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印する。

- 2 議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上6名以内
- (2) 監事2名以内



2 理事のうち、代表理事を1名、事務局長理事を1名とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事会は、理事の中から代表理事、事務局長理事を選任する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

5 理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事の職務及び権限)

第25条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。



(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(開催)

第31条 理事会は、3か月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故又は支障があるときは、各理事がこれを招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。



(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 解散

(解散の事由)

第36条当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 存続期間の満了
- (3) 法人の合併
- (4) 社員が欠けたとき
- (5) 法人の破産手続開始決定
- (6) 解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)



第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第43条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 吉留 康洋

設立時理事 芝田 淳

設立時理事 大嵩 瑞恵

設立時監事 黒岩 尚文



(設立時の代表理事)

第44条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

鹿児島県大島郡天城町大字瀬滝1006番地1

設立時代表理事 吉留 康洋

(設立時社員の名称及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(1) 鹿児島県大島郡天城町瀬滝1006番地1

設立時社員 社会福祉法人南恵会

(2) 鹿児島県霧島市福山町福山838番地

設立時社員 社会福祉法人たちばな会

(3) 鹿児島県鹿児島市下荒田四丁目30番5号プレジデント下荒田403号

設立時社員 特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワークを設立のため、設立時社員社会福祉法人南恵会ほか2名の定款作成代理人である司法書士坂東島梨香は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年12月24日

設立時社員 社会福祉法人南恵会

理事長 吉留 康洋

設立時社員 社会福祉法人たちばな会

理事長 松下 兼介

設立時社員 特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

理事 芝田 淳

上記設立時社員3名の定款作成代理人

鹿児島市下荒田四丁目34番11号コスモハイツ1階

司法書士 坂東島 梨香





同一の情報の提供

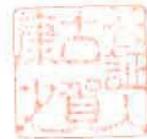
提供の日付： 2021年12月27日

公証人： 34010016 古賀康之

所属法務局： 鹿児島地方法務局

公証役場： 鹿児島公証人合同役場

鹿児島市小川町1-1-1



請求対象の登簿管理番号： 21-3401001602000710

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2021年12月27日

請求対象の処理公証人： 34010016 古賀康之

所属法務局： 鹿児島地方法務局

公証役場： 鹿児島公証人合同役場

鹿児島市小川町1-1-1

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。